

公益財団法人盛岡観光コンベンション協会ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が管理するホームページのトップページ（以下「協会ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、協会ホームページへの広告掲載の選定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

2 広告主は、広告掲載の申込者から委任を受けた広告代理店等を含むものとする。

(広告の名称及び内容)

第3条 広告の名称及び内容については、「バナー広告」とする。

(広告の企画及び数量等)

第4条 広告の規格及び数量等については、協会が別に定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、月単位とし、3ヶ月を限度とする。なお、更新することを妨げないものとする。

2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告の範囲及び基準等)

第6条 広告を掲載することが出来る者は、協会賛助会員、または、岩手県内で観光関連事業（観光施設、物産販売、宿泊業、運輸業）を営む者及びその関連事業者、又はその組織する団体で協会が適当と認める者とする。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの

- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 比較広告
- (12) その他広告を掲載することが適当でないと認められるもの

(広告の禁止表現及び制限事項)

第7条 広告について、次に掲げる事項は、協会が別に定めるものとする。

- (1) 広告の禁止表現
- (2) 広告の制限事項

(広告掲載の申込時期及び方法)

第8条 広告掲載の申込時期及び方法については、「公益財団法人盛岡観光コンベンション協会ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）」により、協会が指定する日までに申し込むものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料は、協会が別に定めるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、原則として協会が指定する日までに、一括前納するものとする。
- 3 納入された広告掲載料は、協会の責により広告を掲載できない場合を除き返還しない。

(広告掲載の募集)

第10条 広告は、原則として、協会ホームページにより公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の選定)

第11条 協会は、第8条の規定による申し込みがあった場合は、第6条に定める要件の審査並びに次の各号の選定順位により、掲載広告を選定する。この場合、同順位のものがあるときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定するものとする。ただし、この基準によっても優先順位が付けられない場合は、抽選により決定するものとする。

- (1) 協会賛助会員
- (2) その他の者

- 2 協会は、第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、「公益財団法人盛岡観光コンベンション協会ホームページ広告掲載（不掲載）通知書（別記様式第2号）」により、当

該申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、第6条の規定に基づき広告原稿を作成し、協会が指定する日までに、協会が指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 協会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第6条に定める要件に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

4 広告原稿の作成を協会に依頼する場合、協会は広告掲載料とは別に制作料を請求するものとする。

(広告掲載の方法)

第13条 協会は、前条の規定により広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の前日の正午から午後8時までの間に掲載するものとする。

2 協会は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の正午から午後8時までの間に取り除くものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により協会に申し出なければならない。

(広告の変更)

第15条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、協会にあらかじめ協議するものとし、第12条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第12条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに協会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 18 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 19 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、盛岡地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱に関して必要な事項は、協会が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。